

第4次箕面市障害者市民の長期計画（みのお' N' プラン）の「基本理念」「基本目標」「分野別施策の体系」の骨子（案）

【現在】第3次' N' プラン	【骨子案】第4次' N' プラン ※今後計画部会において協議していきます
<p>第2章 基本的な考え方</p> <p>1 基本理念</p> <p>本市では、平成5年（1993年）に、「この街に住み、この街で暮らすすべての市民がだれひとりとして『人権』を踏みにじられ、涙をこぼすことがあってはならないと願う」とうたった「箕面市人権宣言」を採択し、以来、箕面市福祉のまち総合条例（平成8年）、箕面市まちづくり理念条例（平成9年）及び箕面市人権のまち条例（平成15年）を制定するなど、人権尊重のまちの実現に努めてきました。しかし、障害者市民が共に暮らし、学び、働く存在であることを否定するような事象等、障害者市民に対する人権侵害は今なお根強く存在しています。</p> <p>国連の「国際障害者年行動計画」では、「障害者など社会的に不利を負いやすい人々を排除するような社会は、弱くもろい社会であり、すべての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、当たり前社会である」という「ノーマライゼーション」の考え方が示されています。</p> <p>また、障害者権利条約でうたわれた、すべての障害者の「他の者と平等な選択の自由」と「地域社会で生活する平等な権利」の理念に基づき、改正基本法では、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する、「インクルーシブ社会」の実現が、同法の目的として規定されています。</p>	<p>第2章 計画の基本的な考え方</p> <p>1 基本理念</p> <p>本市では、平成5年（1993年）に、「この街に住み、この街で暮らすすべての市民がだれひとりとして『人権』を踏みにじられ、涙をこぼすことがあってはならないと願う」とうたった「箕面市人権宣言」を採択し、以来、箕面市福祉のまち総合条例（平成8年）、箕面市まちづくり理念条例（平成9年）及び箕面市人権のまち条例（平成15年）を制定するなど、人権尊重のまちの実現に努めてきました。しかし、障害者市民が共に暮らし、学び、働く存在であることを否定するような事象等、障害者市民に対する人権侵害は今なお根強く存在しています。</p> <p>国連では、「国際障害者年」（1981年）のテーマを「完全参加と平等」とし、「すべての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、当たり前社会である」という「ノーマライゼーション」の考え方が示されています。平成18年（2006年）には、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、尊厳の尊重と障害者の権利の実現のための措置などを規定した「障害者権利条約」が採択されました。</p> <p>我が国では、障害に基づくあらゆる形態の差別をなくすことを目指して、平成23年（2011年）に「障害者基本法」の改正、平成25年（2013年）に「障害者差別解消法」の制定等を経て、平成26年（2014年）に「障害者権利条約」を締結しました。「障害者基本法」では、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会（共生社会・インクルーシブ社会）の実現が、同法の目的として規定され、そのために必要な措置について</p>

本市のめざす「人権尊重のまち」とは、とりもなおさず、「ノーマライゼーション」そして「インクルージョン」の考え方に立脚したまちでなければならないと考えます。

すなわち、すべての人が、障害の有無や程度に関わりなく、一人の人間として尊重され、平等な権利を持ち、地域社会の構成員として共に暮らすまちづくりを進めるという考え方です。

これらの考え方は、障害者市民施策にとどまらず、まちづくり全体の課題であるという認識に立ち、「第3次箕面市障害者市民の長期計画」の基本理念とします。

2 基本目標

「国際障害者年行動計画」では、「ノーマライゼーション」の考え方に基づき、「障害者は、その社会の他の異なったニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常の人間的なニーズを満たすのに特別の困難を持つ普通の市民と考えられるべきなのである」と示されています。

「ノーマライゼーション」の推進に当たっては、「障害者が、通常の人間的なニーズを満たすに当たっての、特別の困難」を解決し、自己選択と自己決定に基づく自立した生活を送るための、支援と社会環境の整備が求められます。

これは、改正基本法における、障害者を取り巻く社会的障壁を取り除くための「合理的な配慮」及び「あらゆる分野の活動に参加する機会の確保」等による「インクルーシブ社会」の推進へとつながる考えです。

これらの認識に立ち、本計画は、以下の(1)、(2)の基本目標を掲げ、施策の推進を図ることとします。

で定めたものが「障害者差別解消法」です。

本市のめざす「人権尊重のまち」とは、とりもなおさず、「ノーマライゼーション」そして「インクルージョン」の考え方に立脚したまちでなければならないと考えます。

すなわち、すべての人が、障害の有無や程度に関わりなく、一人の人間として尊重され、平等な権利を持ち、地域社会の構成員として共に暮らすまちづくりを進めるという考え方です。

こうしたこれまでの考え方を踏襲して、「第4次箕面市障害者市民の長期計画」の基本理念とします。

2 基本目標

(1) 誰もが排除されることなく、地域で共生する社会（インクルーシブ社会）の実現

改正基本法では、多様性を包摂し、障害の有無によって分け隔てすることなく共生する、「インクルーシブ社会」の実現をめざしています。

その実現のため、障害者があらゆる分野の活動に分け隔てなく参加する機会の確保、どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保、意思の疎通や情報の取得・利用に必要な手段を選択する機会の確保を進めることが規定されています。

その推進を阻む社会的障壁を取り除くためには、社会環境の整備が重要です。物理的環境、公共交通、知識、情報、コミュニケーション、民間サービス、公的サービス、公的手続き等へのアクセス（これらを使用したり、利用できること）は、「インクルーシブ社会」において、障害者が自らの権利を実現するための前提条件です。

「合理的な配慮」によって社会的障壁が取り除かれた社会は、障害や疾病の有無にかかわらず、すべての市民が排除されることなく、学び、働き、豊かに暮らすことのできる社会であるという認識に立ち、「インクルーシブ社会」の実現をめざすものとします。

(2) 自己選択・自己決定の尊重、意思決定の支援と、社会環境整備の推進

障害者の生活は、福祉、医療、教育、労働、生活環境等あらゆる分野に関わり、また、乳幼児期から高齢期に至るまでのすべてのライフステージ（人生の各段階）にわたることから、あらゆる分野、あらゆるライフステージにおいて、個々の障害に対応したニーズを的確に把握しながら、適切な支援策を整備する必要があります。

また、障害者が生涯にわたり安定的かつ継続的な生活を営むためには、

(1) 誰もが個人としてその尊厳を尊重される地域共生社会の実現

「障害者基本法」において規定される、共生社会（インクルーシブ社会）とは、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としています。

そのためには、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を市民すべてが共有して、「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念も踏まえた、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会づくりに向けた機運の向上を目指します。

さらに、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保や、どこで誰と生活するかについて選択できること、意思疎通のための手段や情報の取得又は利用のための手段を選択できる機会の確保などに「合理的な配慮」が必要であることの理解を広げます。

(2) 自己決定の尊重と当事者本位の分野横断的な支援

障害者を単に支援を必要とする人としてではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えるとともに、障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が政策決定過程に参画し、その意見を施策に反映することが求められています。

また、「障害」とは個人の問題ではなく、社会（モノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の状態があいまって作りだされているものであ

これらの支援策がライフステージごとに、あるいは分野ごとに単独に実施されるのではなく、相互に連携し、継続的に実施されなければなりません。

支援策の検討において重要なのは、当事者である障害者の自己選択・自己決定が、十分に尊重されることです。本人が適切に意思決定できるよう支援するためには、本人の意思を聴き取ることや、必要な情報を分かりやすく伝えること、また意思の表明を支援することが、重要です。これにより、当事者の特性・個別性に配慮した、当事者本位の支援が可能となります。

こうした個々の支援の積み重ねは、地域社会全体の「ノーマライゼーション」へとつながります。ICF（国際生活機能分類）に基づく「社会モデル」の考え方では、心身に障害があるからといって、日常的な諸活動や社会参加が困難になるとは限らず、社会制度や人々の意識といった周囲の環境との関係によって、その困難性が変化するものであると考えられ、一人ひとりの障害者を取り巻く環境に着目する必要があることを示唆しています。

障害者総合支援法に基づき設置した箕面市自立支援協議会は、個別ケースの事例検討等を行いながら、地域における支援の共通課題を抽出し、対策を検討する場となっています。

また、改正基本法では、教育、療育、相談等の分野における施策の充実が盛り込まれ、防災・防犯・消費者としての障害者の保護等に関し、国及び地方公共団体等の責務が明記されました。これまで以上に、あらゆる分野において、障害者の権利擁護や参加の確保が求められています。

そのためには、「ノーマライゼーション」及び「インクルーシブ社会」の推進は、まちづくり全体の課題であるという認識に立ち、市行政における部局間連携や関係機関との連携はもちろんのこと、市民、事業者、市に

り、その障壁を取り除くのは社会の責務であり、社会全体の問題として捉える「社会モデル」の考え方に立つ必要があります。

そのために、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談等による意思決定支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会を提供します。

また、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえつつ、障害者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。複数の分野にまたがる課題については、関係する機関、制度等における必要な連携により横断的に対応していきます。

よる協働を、より一層進めていく必要があります。

本市においては、本計画の策定を含め、障害者施策の検討にあたっては、箕面市障害者市民施策推進協議会で協議を行い、当事者意見を施策に反映しています。

今後もこうした取組みを進めるとともに、まちづくりの多様な分野においても、障害当事者や関係者が参画する機会の確保を進めることが重要です。

障害者に係るすべての施策において、障害者の自己選択と自己決定を尊重した施策の展開と、社会環境整備の推進に努めることとします。

第3章 分野別施策の基本的方向**施策の体系**

分野	施策
1 生活環境の整備	(1) 都市施設の整備 (2) 移動支援の充実 (3) 住宅の確保 (4) 情報バリアフリーの推進 (5) 災害に強いまちづくりの推進
2 雇用・就労の充実	(1) 雇用促進と就労支援 (2) 多様な就労の場の確保と支援
3 福祉サービスの充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 障害福祉サービス等の充実
4 保健・医療の充実	(1) 保健サービスの充実 (2) 地域医療サービスの充実 (3) 医療的ケアに関する対応 (4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実
5 療育・教育の充実	(1) 療育・幼児教育の充実 (2) 学校教育等の充実
6 権利擁護施策の推進	(1) 人権擁護・啓発の推進 (2) 権利擁護の推進
7 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実	(1) スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実
8 推進基盤の整備	(1) 基本理念に基づく協働体制と社会基盤の整備・充実 (2) 計画の進行管理と施策の推進体制の整備

第3章 分野別施策の基本的方向**施策の体系**

分野	施策
1 生活環境の整備	(1) 施設バリアフリー化の促進 (2) 移動支援の充実 (3) 住まいの確保と住環境の整備 (4) 情報バリアフリーの推進 (5) 安全・安心な防災対策の推進
2 雇用・就労の充実	(1) 就労支援の充実 (2) 雇用拡大の促進 (3) 多様な就労機会の確保と支援
3 福祉サービスの充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 障害福祉サービス等の充実
4 保健・医療の充実	(1) 保健体制の充実 (2) 地域医療体制の充実 (3) 医療的ケアに関する対応 (4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実
5 療育・教育の充実	(1) 療育・幼児教育・相談体制の充実 (2) 学校におけるインクルーシブ教育の充実 (3) 居場所や多様な体験活動等の充実
6 人権施策の推進	(1) 人権啓発の推進 (2) 権利擁護の推進
7 社会参加機会の拡大	(1) スポーツ活動の促進 (2) 文化・芸術活動の促進 (3) 当事者活動の支援